

平成 23 年調査実施計画ワーキンググループの設置について

1. ワーキンググループ設置については、「経済センサス企画会議設置要領」で、必要に応じワーキンググループを設けることができるとされている。
2. このため、「経済センサスの枠組みについて」(平成 18 年 3 月 31 日 経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)において設けることとされているワーキンググループを、経済センサス企画会議の下に、平成 23 年調査実施計画に向けての検討を行うため「平成 23 年調査実施計画ワーキンググループ」として設置する。
3. 上記のワーキンググループの構成員は、「経済センサス企画会議設置要領」で、関係府省、学識経験者等の中から特定のテーマに関係する者をもって構成するとされている。